

商品先物取引業者へのマイナンバー提示が義務付けられました！

マイナンバー

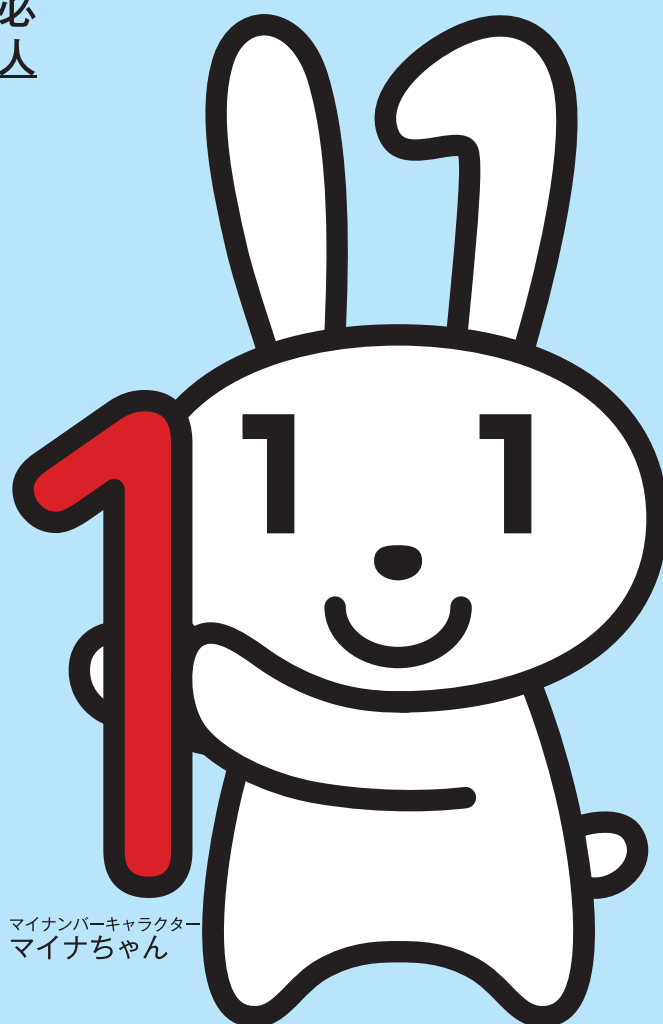
提示のお願い

投資家の
みなさまへ

平成28年1月より商品先物取引をされる個人のお客様はマイナンバー（個人番号）を商品先物取引業者に提示していただく必要があります。また、法人のお客様も法人番号のご提示が必要となります。

- ▶ マイナンバーをご提示いただく場合には、本人確認書類の提示などの手続きが必要になります。
- ▶ 商品先物取引業者は、平成28年1月以前からマイナンバーのご提示を受けることが認められています。
- ▶ マイナンバーを悪用した詐欺行為にご注意ください。不審な電話などがありましたら、商品先物取引業者又は警察にご連絡ください。

マイナンバーとは住民登録をされている全ての個人の方に対して、市区町村から通知される12桁の番号です。法人番号は、国税庁から通知される13桁の番号です。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーの提示手続きなどについてはこちらまでお問い合わせください。

サンワード貿易株式会社

東京都新宿区下宮比町3-2 飯田橋スクエアビル7階

問い合わせ先:03-3260-0211 (代表)

受付時間:午前8時30分~午後7時(平日)

日本商品先物取引協会

日本商品先物振興協会